平成25年4月1日上下水道事業管理訓令第5号

改正

平成26年6月1日上下水管訓令第5号平成30年9月28日上下水管訓令第1号

香美町水道事業給水条例施行規程

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 給水装置の工事及び費用 (第2条-第10条)

第3章 給水 (第11条—第16条)

第4章 料金及び手数料等(第17条-第28条)

第5章 管理(第29条—第32条)

第6章 貯水槽水道(第33条)

第7章 補則 (第34条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)及び香美町水道事業給水条例(平成17年香美町条例第219号。以下「条例」という。)の規定に基づき、法及び条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

- 第2条 条例第5条第1項に規定する給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の申込みは、給水装置工事申込書(様式第1号)の提出をもって行うものとする。
- 2 集合住宅等で受水タンクにより給水する給水装置の新設又は改造の申込みの場合は、受水タン ク以下の設計図を併せて提出しなければならない。

(利害関係人の同意書等の提出)

第3条 条例第5条第2項の規定による利害関係人等の同意を証する書類(様式第2号)は、次の 各号のいずれかに該当する場合に提出しなければならない。

- (1) 家屋の所有者でないとき。
- (2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき。
- (3) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
- (4) その他町長が必要と認めるとき。

(町が負担する工事費)

- 第4条 条例第6条第1項ただし書に規定する町長が特に必要があると認める工事の費用は、次の 各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置の維持管理のために必要な工事工事費の全部
  - (2) その他町長が特別な理由があると認める工事 工事費のうち町長が必要と認める部分 (工事の施行)
- 第5条 条例第7条第1項の規定により、指定給水装置工事事業者において工事を施行しようとする場合は、町長から給水装置工事許可書(様式第3号)の交付を受けた後、7日以内に工事に着手し、給水装置工事着手届(様式第4号)を提出しなければならない。

(工事の検査)

第6条 前条の許可を得て施行した工事については、工事完了後直ちに給水装置工事竣(しゅん) 工届 (様式第5号) を町長に提出し、当該指定給水装置工事事業者立会いのうえ町長の検査を受けなければならない。

(許可の取消し)

- 第7条 第5条の許可に基づき指定給水装置工事事業者が施行した工事のうち次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事の許可を取り消すことがある。
  - (1) 日時を指定して改造・補修又は一部の撤去を命じたにもかかわらずこれを施行しないとき。
  - (2) 当該工事が不適当又は他に障害を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 2 前項による工事の許可取消しにより、工事申込者又は指定給水装置工事事業者に損害を生じて も町長はその責めを負わない。

(工事費等の算出)

- 第8条 条例第9条に定める町長が施行する給水装置工事の費用の算出方法は次に掲げる額の合計額とする。
  - (1) 材料費 町長が別に定める水道事業設計積算材料単価表に基づき算出した額
  - (2) 運搬費 町長が別に定める水道事業設計積算図書の基準により算出した額

- (3) 労力費 町長が別に定める水道事業設計積算歩掛表により算出した額
- (4) 道路復旧費 道路管理者の定める道路工事設計積算図書に基づき算出した額
- (5) 間接経費 町長が別に定める水道事業設計積算図書に基づき算出した額
- 2 前項各号に定めるもののほか、必要に応じて次の費用を加算する。
  - (1) 設計費 町長が別に定める基準により算出した額
  - (2) 工事監督費 町長が給水装置工事を施行するに必要な経費として別に定める額
  - (3) その他費用 町長が特に必要と認めた額

(工事費予納の期限)

- 第9条 条例第10条に規定する工事費の予納については、概算額を送付した日から7日以内に納入 しなければならない。
- 2 給水装置工事費の概算額は、当該工事竣(しゅん)工後速やかに給水装置工事費を決定し清算しなければならない。

(共通部分の工事費)

第10条 2 戸以上が連合して引込管を設置するときの共通部分の工事費は、その代表者から徴収する。

#### 第3章 給水

(給水契約の申込み)

第11条 条例第13条の規定により水道を使用するものは、町長が定める給水契約申込書(様式第6号)を提出しなければならない。

(代理人又は管理人の選定の届出)

第12条 条例第14条の代理人及び第15条の管理人を選定したときの届出は、代理人(管理人)選定届(様式第7号)による。

(受水タンク以下の装置のメーターの設置基準等)

- 第13条 条例第16条第3項の使用水量を計量するため特に必要があるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。
  - (1) 受水タンク以下の装置が2戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。
  - (2) 受水タンク以下の装置が住居の用に供される部分(以下「住宅部分」という。)と非住宅 部分とに区別され、各部分の水道使用者が異なるとき。
- 2 受水タンク以下の装置にメーターを設置する基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号に該当し、散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分(以下「共用部分」という。)を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができるものとする。
- (2) 前項第2号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる装置 については、次に掲げるところによるものとする。
  - ア 住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。 ただし、住宅部分が2戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量 できる装置については、各戸ごとにメーターを設置することができる。
  - イ 非住宅部分について、町長が計量上必要があると認めたときは、当該部分に係る使用水量 を一括して計量できるメーターを設置する。
- 3 前項各号の共用部分について町長が特に必要と認めたときは、当該共用部分にメーターを設置 することができるものとする。
- 4 メーターを設置する受水タンク以下の装置は、次に適合するものでなければならない。
  - (1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。
  - (2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。
  - (3) メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。
- 5 メーターは、指定給水装置工事事業者が工事を施行した受水タンク以下の装置でなければ設置しない。
- 6 受水タンク以下の装置についての管理責任は、水道使用者等が負うものとする。
  - (メーターの損害弁償)
- 第14条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを滅失又は損傷したときは、メーター滅失損 傷届(様式第8号)を町長に届け出なければならない。
- 2 町長は、条例第17条第3項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格を 考慮して弁償額を定めるものとする。

(水道の使用中止、変更等の届出)

- 第15条 条例第15条第1項及び条例第18条第1項各号の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類によるものとする。
  - (1) 給水装置の使用を中止し、又は廃止するとき 給水契約変更届 (様式第6号)
  - (2) 用途を変更するとき 給水契約等異動届 (様式第9号)
  - (3) メーターの口径を変更するとき 給水契約等異動届 (様式第9号)

- (4) 消火演習のため消火栓又は私設消火栓を使用するとき 消火栓使用届 (様式第10号)
- (5) プールに給水するとき プール給水申込書(様式第11号)
- 2 条例第18条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類によるものとする。
  - (1) 氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき 給水契約等異動届 (様式第9号)
  - (2) 給水装置の所有権に変更があったとき 給水契約等異動届(様式第9号)
  - (3) 消火栓を消火に使用したとき 消火栓使用届 (様式第10号)
  - (4) 代理人又は管理人に変更があったとき 給水契約等異動届 (様式第9号)
  - (5) 共用給水装置の使用戸数に異動があったとき 給水契約等異動届 (様式第9号)

(給水装置及び水質の検査)

- 第16条 法第18条第1項の規定により給水装置の検査又は水質検査を受けようとするときは、給水 装置・水質検査請求書(様式第12号)を町長に提出し、行うものとする。
- 2 町長は、検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことがある。
- 3 メーターの検査には、請求者は立ち会わなければならない。

#### 第4章 料金及び手数料等

(料金等の納入期限)

第17条 条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、水道料金(以下「料金」という。)にあっては納入通知書を発したその月の末日その他の納入金は、別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

(料金の算定における1か月の基準)

- 第18条 料金計算上の月とは、次に定める基準による。
  - (1) 1か月点検とは、前回点検目から翌月の点検日までをいう。
  - (2) 2か月又は3か月点検とは、前回点検日から1月又は2月を超え次の月の点検日までをいう。

(定例日)

- 第19条 条例第24条第1項に規定する定例日は、偶数月の1日から7日の間とする。
- 2 定例日をもって料金算定の基準日とする。

(使用水量の端数計算)

第20条 使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、次期に繰越しして計算する。ただし、 使用を中止し、又は廃止した場合の端数は、これを切り捨てる。 (使用水量の認定基準)

- 第21条 条例第26条の規定による使用水量の認定は、次に定めるところによる。
  - (1) メーターに異常があったときは、メーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により、 異常があった期間の使用水量を認定する。
  - (2) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前2回の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これにより難いときは見積量による。 (集合住宅等における料金算定の特例承認基準)
- 第22条 条例第27条第4項の集合住宅等で受水タンクにより給水する場合で、各戸(箇所)ごとに メーターを設置し、当該使用者ごとに料金を算定することの承認を受けようとする場合は、次に 掲げる要件を満たしていなければならない。
  - (1) 受水タンク以下の装置は、第13条第4項各号に適合するものであるほか、町の施行基準に 基づき設置されているものであること。
  - (2) 受水タンク以下の装置には、町の指示するメーターが設置されていること。
  - (3) 受水タンク以下の装置に設置されたメーターの故障又は検定満期に必要となる費用を負担すること。
  - (4) その他町長が必要と認める条件に適合していること。

(料金の前納)

第23条 条例第28条に定める料金の前納の額は、1年以内の臨時給水期間のものについて基本料金 月額に給水期間の月数を乗じた額とする。

(料金の徴収方法)

- 第24条 条例第29条による料金の徴収は、別に定める納入通知書又は口座振替その他必要となる徴収方法とする。
- 2 料金は適当な私人を指定し、徴収の取扱いを委託することができる。

(工事負担金の額の決定等)

- 第25条 条例第32条第1項の規定により、配水管その他の水道施設(以下「配水管等」という。) の設置を希望する者は、配水管等設置申請書を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の申請を受け、内容を審査し、水道事業の運営に支障がないと認めるときは、次 条の規定により工事負担金の額を決定し、配水管等設置工事決定通知書により申請者に通知する ものとする。
- 3 申請者は、前項の決定通知に異議がないときは、直ちに承諾書を提出するとともに、町長の指

定する期日までに当該工事負担金の全額を納入しなければならない。ただし、町長が特に理由が あると認めるときは、分納することができる。

- 4 申請者が第2項の決定通知に対し承諾書を提出しないとき、又は工事負担金を町長の指定する 期日までに納入しないときは、当該申請を取り消したものとみなす。ただし、町長が特別の理由 があると認めるときは、この限りでない。
- 5 第2項の工事負担金は、工事竣(しゅん)工後に精算し、過不足があるときは、これを還付又 は追徴する。
- 6 町長は、将来の給水に応ずるために先行して配水管等を設置したときは、当該施設の設置に要した費用の総額を超えない範囲で当初申請者の工事負担金及び将来の需要戸数等を考慮して工事負担金を決定し、完成後の当該配水管等から給水を受ける申込者から工事負担金を徴収する。この場合において、口径別の負担割合は、分担金比率によるものとし、あらかじめ告示する。

(工事負担金の額の算定)

第26条 条例第32条第3項に規定する工事負担金の額は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 路面復旧費
- (4) 諸経費
- (5) 断通水費
- (6) 事務費
- (7) その他必要な費用
- 2 前項第1号から第5号までの費用及び第7号の費用は、町長が別に定める設計単価表等により 算出した額とする。
- 3 第1項第6号の費用は、第1号から第5号までの費用の合計額に100分の10以内で町長が別に定める率を乗じて得た額とする。

(料金等の減免)

- **第27条** 条例第33条の規定による軽減又は免除は、次の各号のいずれかに該当するもののうち町長が認めたものに対して行う。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受ける者の分担金
  - (2) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
  - (3) 水道使用者等の責めに帰さない理由による漏水に起因する料金

- (4) その他町長が公益上その他特別の理由があると認めたもの
- 2 料金等の減免の額は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 前項第1号、第2号及び第4号の場合 町長が認める額
  - (2) 前項第3号の場合 別に定める額
- 3 料金等の減免の期間は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 第1項第1号、第2号及び第4号の場合 町長が認める期間
  - (2) 第1項第3号の場合 別に定める期間
- 4 第1項の規定により料金等の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請書を町長に提出しなければならない。
  - (1) 前項第1号、第2号及び第4号の世帯 水道料金等減免申請書(様式第13号)
  - (2) 前項第3号の世帯 水道料金・下水道使用料漏水減免申請書(様式第14号)
- 5 前項第2号に掲げる申請書には、修繕工事完了報告書(様式第15号)を添付しなければならない。
- 6 町長は、第4項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査してその適否を決定し、 次の各号に掲げる決定書により、申請者に通知するものとする。
  - (1) 第1項第1号、第2号及び第4号の世帯 水道料金等減免決定書(様式第16号)
  - (2) 第1項第3号の世帯 水道料金・下水道使用料漏水減免決定書(様式第17号)
- 7 前各項の規定により料金等の減免を受けている者は、その減免を受けている理由が消滅したと きは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

(過誤納等の精算)

第28条 過誤納その他の理由により、料金徴収後に料金に過不足が生じたときは、これを還付又は 追徴する。この場合において、当該還付又は追徴すべき金額を、翌月以降の料金において精算す ることもできるものとする。

#### 第5章 管理

(措置命令)

第29条 条例第34条の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書により行 うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(給水停止の方法)

第30条 条例第36条の規定による給水の停止は、あらかじめこれを通知し、止水栓若しくは仕切弁 の閉止、メーターの取外し又は配水管との連絡を切り離すことによって行う。

(給水停止の解除に要する費用)

**第31条** 前条の規定による給水の停止を解除する場合においては、その解除に要する費用を徴収することができる。

(身分証明書の携帯)

第32条 職員は、給水装置の検査、使用水量の計量その他給水管理上の必要により使用者等の居宅 又は施設に立ち入る場合は、身分証明書を携帯しなければならない。

#### 第6章 貯水槽水道

(貯水槽水道の管理及び自主検査)

- 第33条 条例第40条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況 に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。
  - (1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理 すること。
  - (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、法第34条の2第2項に規定する地方公 共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は町長が認める者による給水栓における水 の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

#### 第7章 補則

第34条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、香美町水道事業給水条例施行規則(平成17年香美町規則第 134号)の規定によってなされた届出、請求その他の手続きは、それぞれこの訓令の相当規定によ りなされたものとみなす。

附 則(平成26年6月1日上下水管訓令第5号)

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日上下水管訓令第1号)

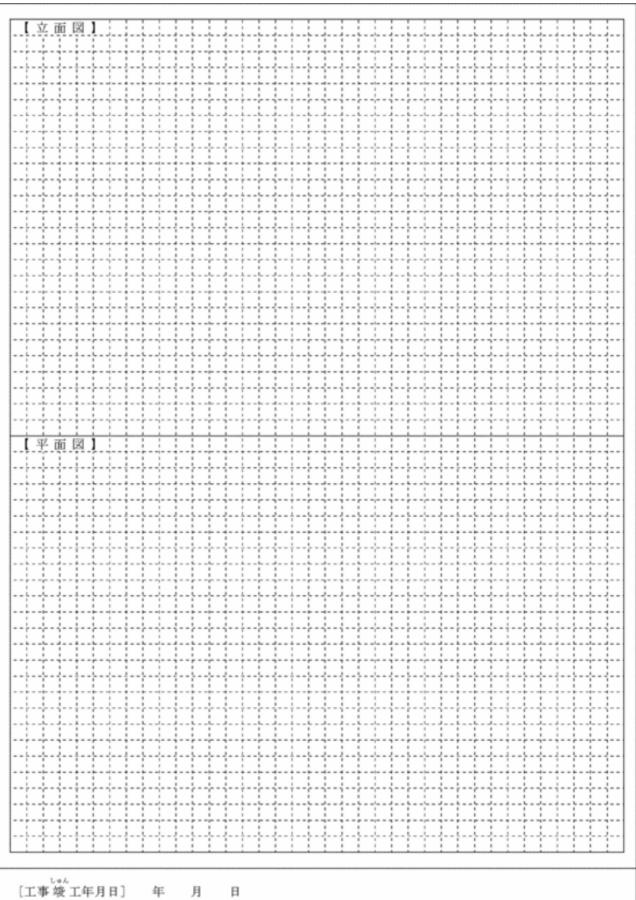
(施行期日)

1 この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、香美町水道事業給水条例施行規則(平成25年4月1日上下 水道事業管理訓令第5号)の規定によってなされた届出、請求その他の手続きは、それぞれこの 訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

<b>禄式第1号</b> (第2条関係)				
給 水 装 置 工 事 申 込	. 書 (給水装	置工事台帳)		
香美町長 様			年	月 日
有关可及 探	区分	(所有者・使	を用者・代理/	(・管理人)
	申込者 住 所			
	氏 名			(8)
	電 話			
給水装置工事をしたいので、香美町水道事業給水	条例第5条の相対	まにより下記の	カレジり由し	入みすす
相小数直工手をしたいって、音気可小直手来相小	CACUIATO ACVARA	ETC SK 9 T BEG	) C 40 ) T O A	20,20
1 設置場所		_		
2 工事種別 新設・改造・増径・修繕・撤去		-		
なお、当該工事の施工及び関連手続については	、次のとおり貴田	T指定給水装	置工事事業者	に委任をしま
す。	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	7 777 - 1177 - 124		
【委 任 状】	着手予定		竣工予定	
12 1L 4/1	契約年月日		水栓番号	
私は、下記指定給水装置工事事業者を給水装	配水管管種		メーター口径	
置工事の施行代理人として、給水工事申請等関	" 口径		宅内栓数	-ter II
連する一切の手続きに必要な権限を委任いたし	分岐管管種		区分	専・共
ます。	# 口径 許可年月日		用 途 竣工検査	
	許可番号		検査員	
年 月 日	舗装復旧費		,,,,,,	
委任者 ⑩	算出根拠			
XILH 0	道種別	国道・県道・	町道・私道	
(受任者/指定給水装置工事事業者)	路許可			
私は、上記内容を受任しました。	占 番 号			
	用 手数料 旧口径		新口径	
住 所	設計審査		加入分担金	
名称	竣工審査		分担金差額	
代表者 主任技術者 ®	<del>}</del>		消費税等	
主任技術者			計	
	【工事費明細】			
位置図	区分	金 額	4その他明細	金 額
	1 材料費			
	2 労力費 3 諸経費			
	4 その他			
	計			
	【主要な材料の		載できない場	合別紙使用
	材料名称	口径	型質予	<b>を数 後工数</b>
		$\rightarrow$		
		$\rightarrow$		
	課長	管理係 施設係	班長係	審査 受付
	起			
収納年月日	起工			
備考				
	竣力			
	工			



[工事 竣 工年月日] 年 月 日 竣 工検査員 指定給水装置工事事業者 主任技術者

<b>冰</b> 八男	<b>2号</b> (第3条関係)					
	利害関係丿	,等(	の同意	を証する書	<b></b>	
<新	段以外、所有者以外の申請の場合> 規則	亅第	3 条-	-①号		
【同注申請注	意書】 私所有の上記給水装置について 者が改造等工事することに同意します。		[33	的】		
給訴	住 所 香美町 区	_				
給 州 新 有 者	ふりがな 氏 名 ®					
置者		+				
	│電 話 三者の土地を通過する場合> 規則第3彡		ூட			_
【承	三日の工地を地画する場合と 展別第33 諾書】 給水装置の設置のため、私所す 記土地を使用することを承諾します。	_		地の所在等	穿】	٦
07/116	住所 香美町 区	$\dashv$	戸	f 在		$\dashv$
土所	ふりがな	$\dashv$		用面積		$\dashv$
有 地者	氏名 🗊		-	況地目		┨
AE-H	電話		備	_		╛
<給7	・ 水管を分岐し使用する場合> 規則第3%	=	3)号			
【承】を分に	諾書】 別記申請者が、私所有の給水管 岐し使用をすることを承諾します。		[#	合水管の所名	王等】	
4A RC	住 所 香美町 区		戸			
給所 水有	ふりがな		杉			
管者	氏名	4	F	1.00		4
- 60	電話	J_	16			Ш
	水装置所有者が町外居住者である場合>	_	列第1		The depth of the depth of the little	_
が、	任者】 私は、当該施設の所有者であります 町内に居住しないため代理人を定めます。		手彩	を行うこと	私は、左記施設所有者の代理人とし <sup>っ</sup> とに同意しました。	
給	住 所 香美町 区	$\dashv$	代	住 所		$\dashv$
水有	ふりがな 氏 名 ®		理	ふりがな 氏 名	•	
置者	電話	+	ㅣ사	電話	9	$\dashv$
	□ <sup>     </sup> 司所有あるいは共同使用となる場合> 彡		第15億			_
【受	任者】 当該施設は、共同所有・使用とな 设であるため、私がその代表者を務めます。	_	【選		は、左記の者を共同・共有施設の管 た。	哩
	住 所 香美町 区	┨	- 1	住 所		┨
給水装置 管理人	ふりがな	┑	選任	ふりがな		╛
装型	氏名 @		告	氏 名	@	
遊べ	電話		-11	電話		
<所	有者と使用者が異なる場合>	_				_
	諾書】 私は、右記の施設使用申込みにて、使用を承諾しました。			込書】 利 込みます。	はは、左記施設所有者に対し施設の使	用
給電	住 所 香美町 区		140	住 所		
給	ふりがな		使用	ふりがな		
装者	氏名 ⑥	4	者	氏名		4
	電話		ш	電 話		$\Box$
	用者と料金の納付者が異なる場合>	$\neg$	F 44	to stee 3		$\neg$
を納	認書】 使用者に代わり、私が水道料金付いたします。	2	Liii	前考】		
水如	住 所 香美町 区	_				
水 前 村 者	ふりがな 氏 名 ®					
金者 金者		$\dashv$				
	電 話 時給水申込みの場合> 条例第28条					_
			T se	A WORR!		$\neg$
みま		2	1.8	合水期間】		$\Box$
給所	住 所 香美町 区	$\dashv$	ф	申込日		$\dashv$
木有	ふりがな 氏 名 □		込者	開始日		$\dashv$
管者	電話	+	者	終了日 借 老		$\dashv$

## 給水装置工事許可書

	7194.1	//\ ax	. 15		, ні .	, =				
									第	号
								年	月	日
申請者 住所	香盖町	1	$\vec{x}$							
氏名	<u> </u>			Ę.						
指定給水装置工	事事業者				桪	Ŕ				
					ex	S - Me me	. =			F50
					1	<b>手</b>	反			丑
年 .	月 日	付けで	申請のお	らりき	ました糸	計水装	置工事	事にて	ついては、	下記
のとおり許可しま	す。									
つきましては、	当該工事	を施工で	する指定	目給ス	火装置エ	事事	業者に	は、看	<b>季美町水</b>	道事業
給水条例施行規程	第5条の	規定に、	より本語	午可言	彗の交付	ナを受	けたを	发、	7日以内(	こ工事
に着手し、同条の	規定によ	り給水料	<b>装置工</b> 事	著:	手届 (栒	<b>é</b> 式第	4号)	を打	是出して	くださ
V '0										. ,
また、工事が完	了した場	合は、	同規程	第6	条の規グ	定に。	より給	水装		変工届
(様式第5号)を	提出し、	検査を	受けてく	だだ	さい。					
			言	7						
			П							
水道料金納付者	住 所	香	美町							
	氏 名						電話			
給水装置設置場所		香美	1							
指定給水装置工事	事業者									
主任技術	者									
工 事 種 別	1 新	没 2	改造	3	修繕	4	撤去	5	臨時	
量 水 器 口 径	φ	m/m								
工 事 期 間		年	月	日才	から		年	月	日ま	で
許可条件										
1 香美町水道事	業給水条	例及び	関係法令	うを言	尊守する	らこと	^			
			311111111	^	, .		_			

様式第4号(第		水装	置工事	着手	届		
				検査者			
1 許可番 2 給水装	事の内容】 号及び月日 置設置場所 工事申請者	香美町		号、	年	月日	
上記給水	装置工事は、	次のとおり	着手しま	したのでは	お届けしま	<b>きす。</b>	
			宇己				
1 I	期			月月	日から 日まで		
	年 月	Ħ					
香美町長	様						
			指定給水	装置工事	事業者		
			代	表者		(B)	_
			主任	技術者			
			氏	名 _		Ø	_

漾式	第5号	(第6条関	뢹係)												
				給	水	装	置	工	事	竣工	. 届				
										検査者	-				
							$\perp$								
	【許可	工事の内	容】												
1		番号及び					第			号、	年		月	日	
2	給水	装置設置	場所	香	美町										
3	給水	工事申	請者		所名										
	上記給	水装置工	事は、	次(	のと	おり	完	了し	まし	たので	お届けし	ます	0		
								90							
								記							
1	工		期					4	丰	月	日から				
								4	丰		日まで				
		年	月		H										
	T. Ma mas		E	w.											
	香美町	反	存	羨											
							1	指定統	給水	装置工	事事業者				
									住	所					
									名						
									代	表者			(	<b>1</b>	

主任技術者

氏 名 \_\_\_\_

(EI)

様式第6号	·(第11 <i>9</i>	≹、15		水契約	申记	書	• 3	変更	届				
窓口	電話		口頭									受	そ付者
2 水道	使用開 使用中 (栓廃止	止申	込										
香美町	長		様							年	, j	]	日
				住	所			人理力					
				氏	名	_			Œ	電	話		
下記料理をお願				別記のと	おりも	吏用を	÷  }	桐始•	中止・	廃止	しす	ミす0	ので処
					Î	2							
水栓	番	号					用	ř	È				
給水装	置所在	地											
所 有		所 名							電話				
使 用		所 名							電話				
希望日時	Ē		月	日	時			精算	方法	口座	振替	• ∄	見金
備考/絲	水松市	<b>左</b> 囫						メータ	7一番号	П	径	指	示数
1用・ラ/ 朴	1/八任/	1111											
								メータ	7一検満		年	月	日
								施	工 日		年	月	日
									工 者				
								開栓	手数料				

作業指示書	処理事項	開栓・閉栓	口径
作業場所	香美町		申込者
処理月日	月月	3	施工者
備考			

### 様式第7号(第12条関係)

代	玾	人	(	管	理	人	)	選	定	届
	-	/ ~	· .		-	/ %	,	224	~	7133

						·	年	月	日
香美町長	镁								
			所	_			0		
		氏	名	_		0	10 電	括	
		給水湯							
						(	<ul><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1<li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1<li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li>1</li><li< td=""><td>括</td><td></td></li<></li></li></ul>	括	
下記のとおり代理人	(管理人	)を選欠	をしま	した	こので	でお届けし	ます。		
下記のとおり代理人	(管理人	)を選定	定しま 記	こした	こので	でお届けし	ます。		
下記のとおり代理人	(管理人	)を選欠		した	この **	でお届けしる	ます。		
	(管理人	)を選欠		こした	この つ	でお届けしる電話	ます。		
給水装置の所在地 代理人住所 (管理人)氏名	(管理人		記			電話			
給水装置の所在地 代理人住所 (管理人)氏名 水 栓番号	(管理人	水道	記	金	1	電話	2		
給水装置の所在地 代理人住所 (管理人)氏名 水栓番号 検針番号	(管理人	水道	記	金	1	電話	2		
給水装置の所在地 代理人住所 (管理人)氏名 水 栓番号	(管理人	水道	記	金	1	電話	2		

#### 様式第8号(第14条関係)

# メーター滅失損傷届

					検査者								
						4	手 月	日					
香美町	長	様											
			住	表置所有名 所									
			氏	名		<u> </u>	電話						
私の管理していた下記水道メーターを減失・損傷しましたので香美町水道事業給水条例施行規程第14条第1項の規定により届け出ます。 なお、このことにより損害額を弁償する必要があると判断されたときは、弁償額を要求されても異議はありません。													
				記									
2 水	装置設置場 栓 番 ・損傷の場	号											
П	径												
メーター	番号												
設置年	月日												
検満年	月日												
その	他												

### 給 水 契 約 等 異 動 届

窓口	電話	口頭							受	付者
2 所有 3 代理 4 共用	人(管理)	(住所・ 人) 異動届 吏用戸数異	氏名)	所・氏名)						
香美町:	Ę	様					4	年 月	]	Ħ
		〈新 住 氏	. 所 _	給水装置使	5用者 (京	所有者 •	代理電話		管理人	.)
		ついては、 水条例施行	別記の			容に異重	りを生	生じまし		
水栓	番	号		用途・口	径 (変]	更前)			(	)
給水装	置所在出	也								
共用戸数	(変更前)			戸	(	戸)				
異 動	区	分 使用	者・所有	者・代理	人(管理	人)	住	所・氏	名・記	襄渡
〈新〉	住所氏名					電話				
〈旧〉	住所氏名					電話				
変更	日時	月	日	時	精 算	方	法	口座振	替・	現金
備考/給	水栓所在	図			メーター	一番号	_	口径	指	示数
					新		$\dashv$		+	
					日   メーター	- t会\法 ( \$	9F)	年	<u></u> 月	日
					メーター		-	+	Л	H
						I.	日	年	月	日
					施	T.	者			
備	考									

### 様式第10号 (第15条関係)

					消	火	栓		使	用	F	虽					
													4	F	月	日	
	香美町	長		杉	兼												
						Æ	日出 記										
									_								
								5団 名	_				(FI)	電	任		
							-	71					- (0)	PESS	3)-1		
٠		のとは															
•	過日	の火災	経に当	áた!	)、下	記のと	はおり	) 消ッ	く栓を	使用	しり	この。	でおん	届け	しまっ	۲.	
								記									
	消火	栓の	所 在	地													
	演習・	火災	の場	所													
						左	F	月	E	1	В	寺	分为	から			
	使	用	日	時		左	F	月	E	3		寺 七		まで			
	1//	<i>t</i> +- 17									Ħ	寺	分	削			+
	推定	使月	水	量									m <sup>3</sup>				
				名		称			氏		名			消防	j担当	課受付	寸
5	}	寸															
	部																
,	バルブ操	作員															
ÌÌ	当 防 自	上 任															
	#s:	考		当日	の連	絡先											

※ この様式の届出に当たっては、位置図を添付してください。

プ	-	ル	給	水	由	认	惠
/		10	7140	/15		36.3	100

					/-	η /J	, ,,	/C					
					l					年	月	日	
	香美町	長	ŧ	兼									
	· 下記	のとおり	、プ・	ール給	名 代:	所 称者 者	所属	込みす	氏名 電話	<u> </u>			
						記							
	プー	ル所を	E 地										
	施	設 名	称										
	施 設	管 理	者										
	給	水 日	時		年年	月月	日日	E E	手 ろ	から 分まで 分間			
	推定	使用力	、 量						n	n <sup>3</sup>			
ŧ	旨示の内	容及び担	当者										
	備	考											

### 給水装置・水質検査請求書

									_	_						_
												在	F	月	日	
香	美町	. 長		様												
				,,,,												
							Ī	請求		所						
															(EII)	
_ 下	記 $\sigma$	給水準	去器 !:	こ係る、施	設水	·晳σ	)給	杏か	お願い1	た	2	<b>添</b> 自	自田フ	k消』	1 業 絵 水	
				その規定に						/_	``	ΉЭ	6-17	N,IE =	FXMI	
							記									
[ #A	1. 11	- DDI =====	for Life				рĽ									
		置所在														
		置使月														
		: 番														
検	查	事	項													
請	求	建	由													
	600		:0:0				$\top$		-	<i>5</i> ₹	_					
	省		種				+	-	<u> </u>	径口	+					
給	$\vdash$		径				.	メータ		号	+					
水	$\vdash$	江年月	月日	年	月	E	1 :	<u>ام</u>	メーカ		_					
管	_						4		設置年月		_		年	月		
									検満年月	日			年	月	日	
	$\neg$	\$ to	Р		左	н		П	dr th:	-jr.	Т					_
10-		実施			年	月		日	実 施		+					
検3	Ĭ.	立会						$\rightarrow$	費用負		+					
		結	果						対 処 方	法						

### 水道料金等減免申請書

	526			年	月	日
香美町長	様					
		申請者	住			
			氏 名		ļ	(ii)

下記の給水装置に係る水道料金等の減免をお願いしたく、香美町水道事業給水条例施 行規程第27条第4項の規定に基づき、申請します。

記

	□生活保護法の規定により保護を受けている者の分担金
申 請 項 目	□災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
	□その他、町長が公益上その他特別の理由があると認めたもの
給水装置所在地	香美町 区
給水装置使用者	
水 栓 番 号	口 径
申請理由の状況	

# 様式第14号(第27条関係) 水道料金・下水道使用料漏水減免申請書

年 月 日

省天叫大				Tæ									
				申請:	者	住	所						
						氏	名					<u> </u>	<u> </u>
給水装置	等の故障	障にこ	より 漏水	くがあ	り、修	繕工事カ	'完了	゚゙しま	したの	りで、	水道料	料金・下	水
道使用料に	ついて.	. 下記	せのと≉	3り減:	免を申	請します	•						
					i	記							
		口か	 く道料金	(香	美町水道	直事業給	水条	例施征	 - 規程	第 27	7条)		
		一下	水道使	用料	<b>∠</b> □₹	\$美町下	水道	条例的	施行規	程第	17条		`
申請項	目					<b>季美町生</b>	活排	水処理	里施設	条例	施行規	建 12 🕯	.
						<b>季美町</b> 個	別排	水処理	里施設	条例	施行規	· 種 10 章	
 給水装置所	÷ <del>左 t</del> 納	香美	E. #fr	区.									
<u>やい表色が</u> 給水装置使		百六	÷₩1	<u> </u>									
メーター						用者番	<del></del>						
使用水の	種類	□办	 (道水			・温泉等		 □併月	 甫				
漏水発	見日			年	月	日							
備	考												
【町使用欄	]												
課長								整理	₹No				
								受	理		——— 年	——— 月	
								決	定		 年		目
T#1 # 1	JEN 10 3-f4	۲ بستور							~_		<u>'</u>		
下記のと	:おり沢	:定し	てよろり	ימואר ד	, .		.			Ι			
(1) 減免する	る金額	水道	料金			下水道				合	計		
						使用料							
(2) 減免する	る期間		— 年 ———	. , ,	~	年							
(3) 決定事:	#												
(4) 備考													

### 修繕工事完了報告書

年 月 日

香美町長	様
百天叫双	Tak

修繕工事施工業者	住 所	
	名 称	
	代表者	(A)

修繕工事が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

給水装置所在地	香美町 区	
給水装置使用者	電話番号	
メーター番号	使用者番号	
	□ 給水装置 ( 給水管・給水用具【 ])	
漏 水 箇 所 	□ 給水装置以外 (配 管・給水用具 [ ])	
漏水箇所の通常	□ 不可能 (地中・壁中・床下・その他【 】)	
使用における目	□町能	
視確認	□ 判断できない	
漏水分の下水道	□ な し (排出先: 地中・側溝・その他【 】)	
備ホカの下が追     流入	□ あ り	
7/6/	□ 判断できない	
修理完了日	年 月 日 修理後メーター指示数	
漏水の状況及び		
備水の状況及び		
珍珠  11日		
添付書類	□ 修繕前・修繕後の写真 □ 配管図	

#### 備考

- 1.「給水装置」とは、香美町水道事業給水条例第3条に規定する給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 2. 「給水装置以外」とは、給湯器及び受水槽より下流側並びに水道水以外(井戸水・温泉水等)の配管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 3. 添付書類の「配管図」は、漏水箇所、修繕状況がわかるものとする。

### 水道料金等減免決定書

第		号
年	月	Ħ

様

香美町長 回

年 月 日付けで申請のあった料金等の減免について、次のとおり決定したので、香美町水道事業給水条例施行規程第27条第5項の規定により通知します。

<u> </u>	7 0											
決	定	の区	分		減免す 減免し							
減		 免	月	年	三 月							
使	用:	者 番	号			水	栓	番	号			
決	定	内	容	2 減免 3 減免	等の区分 を受けるi 金額 後金額		加入 ア イ アー		金•3	手数料	・その 円 円 円	他)
  決   	定	理	由									
摘			要									

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、香美町長に対して審査請求をすることができます。

### 水道料金・下水道使用料漏水減免決定書

 第
 号

 年
 月
 日

樣

香美町長 回

年 月 日付けで申請のあった水道料金・下水道使用料の漏水減免について、 次のとおり決定したので通知します。

	決定の	区分		減免す	る		□	成免し	ない			
	使用者	番 号					水	栓 番	号			
		区分	検針月	使用水	使用水量 認定			漏水	水量	免責水	量	免除水量
決	定内容	水道										
		下水道										
	=± - <del>1</del> >	<del>~</del> = **		濒免前	ĵ			溅	免後		1	£ 7
	前水	年月等	水量		金客	<b></b>	水	量	至	<b>应客</b> 頁	Ž	<b></b>
		水 道										
		下水道										
内		計										
		水道										
訳		下水道										
		計										
		水 道										
	合計	下水道										
		計										
	決定:	理由										
	摘	要										

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、香美町長に対して審査請求をすることができます。